

国民年金

問合先 国保年金課

令和3年度の国民年金保険料が「月額16,610円」に改定されました。

学生納付特例制度

国民年金保険料の納付が困難な学生に、納付を猶予します。

※過去2年分までさかのぼって申請できます。

対象 学校教育法に規定する大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専門学校、専修学校などに在学する20歳以上で、本人の前年所得が一定額以下(単身の場合128万円など)の学生
※いづれも夜間部・定時制・通信教育課程含む

申請 国保年金課
審査・決定 日本年金機構

■承認を受けた期間は…

●期間中に障害や死亡など不慮の事態になったときに、受給資格があれば障害基礎年金や遺族基礎年金が支給されます。

●年金の受給資格期間に算入されます(老齢基礎年金の年金額には反映されません)。

●期間中の猶予された保険料は、承認を受けた月から10年以内であれば追納(さかのぼって納めること)ができます。

※承認を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合は、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乘せされます。

■申請はお早めに

対象期間 4月分〜来年3月分
必要なもの マイナンバーカードまたは基礎年金番号が確認できるもの、学生証など学生である証明

■前年度承認を受け、今年度も在学中の人の申請

承認には毎年申請が必要ですが、前年度承認を受け4月以降も在学予定であることが確認できた人には、日本年金機構からハガキ形式の「国民年金保険料学生納付特例申請書」を送付しています。引き続き在学中の場合、必要事項を記入し返送すれば、市役所での申請は不要です。

【従来とおりの申請が必要な人】

●在学中の学校などが変わった
●前年中は一定額以上の所得があつたが、今はない
●申請書が届かなかつた
※詳しくは問い合わせてください。



後期高齢者医療制度

健康診査を受けましょう

後期高齢者医療の被保険者に、健康診査を無料で受診できる受診券と歯科医院リストを4月下旬〜5月上旬に送付します。糖尿病や高血圧症などの生活習慣病に加え、加齢に伴う心身の衰え(フレイル)などのチェックをしますので、現在生活習慣病で通院している人も積極的に受診してください。

※年度途中に新たに75歳になる被保険者には、誕生月の翌月から順次送付します。

■健康診査

受診回数 来年3月31日までに1回
持ち物 受診券、被保険者証
受診場所・申込 指定医療機関

■歯科健康診査

受診回数 来年3月31日までに1回
持ち物 被保険者証
受診場所 指定歯科医院

いづれも、次の被保険者は対象外となります。

●病院や診療所に6カ月以上継続して入院している

●特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、養護老人ホーム、障害者支援施設などに入所または入居している
※退院や退所など、状況が変わった場合は受診券を発行できませんので、問い合わせてください。

人間ドックを受診した人は、健康診査を受診する必要はありません。

人間ドック費用の一部助成

後期高齢者医療の被保険者が人間ドック(公益社団法人 日本人間ドック学会が掲げる「一人人間ドック基本検査項目を満たすものに限る」)を受診したときに、費用の一部を助成します。(年度中に1回のみ)
助成上限額 26,000円
必要な物 人間ドックの領収書の写し、検査結果通知書の写し、被保険者証、振込口座(通帳など)

申請 国保年金課
※人間ドックを受診した人は、申請まで領収書などを大切に保管してください。

問合先

●大阪府後期高齢者医療広域連合 給付課 (☎06・4790・2031)
●国保年金課



介護保険

令和3年度

65歳以上の介護保険料

問合先 介護保険課

■普通徴収

普通徴収（納付書での納付や
口座振替）で納付している人に、
6月分までの保険料額を記載し
た介護保険料仮決定通知書を送
付しました。

今年3月に介護保険第1号被保
険者の資格を取得した人（昭和
31年3月2日～4月1日生まれ
の人）には、令和2年度分の保
料納入通知書なども送付してい
ますので、注意してください。

■コンビニ、スマートフォン アプリで納付できます

納付書は、コンビニ、スマー
トフォンアプリでの納付も可能
です。納付できる店舗につい
ては、納付書裏面をご覧ください。
スマートフォンアプリを利用
する場合は、アプリのダウン
ロードが必要です。詳しくは、
下記のQRコードを読み込んで
ください。

■口座振替のご利用を

毎月25日（金融機関休業日）

場合は翌営業日）に、指定の口
座から保険料を振り替えます。

■特別徴収

特別徴収（年金から徴収）で
納付している人は、4月・6月
に2月の納付保険料額と同額を
徴収します。8月分以降の保
料額については、7月に別途通
知します。

新たに特別徴収が開始される
人には、特別徴収開始通知書
を送付しますので、開始月や保
料額などを確認してください。

■令和3年度の介護保険料は 7月に決定します

令和3年度の確定した保険料
額は、被保険者本人の令和2年
1月～12月の合計所得金額など
をもとに7月に決定し通知しま
す。



▲QRコード

高齢者介護用品の 現物支給制度

在宅で常時おむつを使用して
いる高齢者とその家族を支援す
るため、紙おむつを現物支給し
ます。

※4月より対象者と給付上限金
額が変更になりました。

対象 市内在住の介護保険被保
険者で次のすべてに該当する人

- 要介護2～5である
- 在宅で常時紙おむつを使用し
ている
- おむつの使用が必要である
（担当ケアマネまたは主治医が必
要と認める人）
- 本人が非課税で同一住所にあ
る人全員が市民税均等割以下

※生活保護受給者は対象外

給付内容 1人月額5,000

円（要介護2の人は2,500
円）を上限とし、委託業者が毎
月自宅へ配達します。

申込・問合先 地域共生推進課

※令和3年6月より給付券方式
に変更となります。詳しくは広
報6月号でお知らせします。

おむつを使用する高齢者に 市指定ごみ袋を給付します

対象者に市指定のごみ袋を給
付します。希望する場合は申請
が必要です。

対象 要支援・要介護の介護認
定を受け、在宅で終日おむつを
使用している人

※生活保護受給者は対象外
申込・問合先 介護保険課

第8期介護保険事業計画及び 高齢者福祉計画を策定しました

問合先 介護保険課

計画期間 令和3年度～令和5年度
内容 高齢者に関する福祉施策及び介
護保険事業について

※詳しくは介護保険課ホームページ(<http://www.city.izumisano.lg.jp/kakuka/kenkou/kaigo/index.html>)をご覧ください。

【介護保険制度が変わります】

(令和3年4月改正分)

●介護報酬が改定されます

国の介護報酬の見直しに伴い、介護
保険サービスを受けている人は利用料
金に変更されます。

※詳しくは、サービス提供事業者など
に問い合わせてください。

